

「農業信用保証保険制度に係るリーフレット及びチラシの  
制作・発送等業務」に係る一般競争入札

入札説明資料

令和4年10月3日

独立行政法人農林漁業信用基金

## 目 次

I 入札説明書

II 入札心得

III 仕様書

IV 契約書（案）

様式 1 競争参加資格確認申請書

2 委任状

3 入札書

4 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査

# I 入札説明書

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の入札公告（令和4年10月3日付け公告）に係る入札については、次に定めるところによる。

## 1 入札に付する事項

- (1) 入札件名：農業信用保証保険制度に係るリーフレット及びチラシの制作・発送等業務
- (2) 仕様等：「Ⅲ 仕様書」のとおり。
- (3) 納入期限（契約期間）  
令和4年12月16日（金）
- (4) 納入場所  
東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階  
独立行政法人農林漁業信用基金 農業調整室農業業務推進課

## 2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 公告日において令和04・05・06年度全省庁統一資格の「物品の製造」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 入札説明書に示す、全ての事項を満たすことができる者であること。

## 3 入札者の義務

入札者は、入札説明書、入札心得等を了知のうえ、入札に参加しなければならない。

## 4 入札参加資格審査手続

- (1) 申請書類等の提出方法等
  - ① 本件入札の参加希望者は、競争参加資格確認申請書その他必要書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の有無について信用基金の審査を受けなければならない。  
なお、提出期限までに下記の申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、当該契約業務の入札に参加することができない。

② 申請書類

※様式については、下記の信用基金のホームページからダウンロードできる。

<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

(ア) 競争参加資格確認申請書(様式1)

(イ) 全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し

(ウ) 委任状(代理人を選出する場合。様式2)

(エ) 第一種定型郵便物の大きさの封筒(競争参加資格審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を添付のこと。)

③ 提出部数

1部とする。

④ 提出方法

持参又は郵送(信書便も含む。)により提出すること。郵送による場合は、下記⑤の提出期限までに到着していること。電送(ファックス、電子メール等)による提出は認めない。

⑤ 提出期限

令和4年10月14日(金) 16時00分

なお、上記期限において、当該申請書類の提出が1者である場合には、その後の入札手続を中止し、再公告するものとする。

⑥ 受付時間

受付時間は、土日祝日を除く平日10時から16時まで(12時から13時までを除く。)とする。

⑦ 提出先

17の担当部署。

⑧ 提出された申請書類の取扱いについて

(ア) 作成費用は、参加希望者の負担とする。

(イ) 申請書類は、返却しない。

(2) 競争参加資格審査結果の通知

① 通知する事項

申請書類を提出した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては参加資格がない旨及びその理由を「競争参加資格認定通知書」により通知する。

② 参加資格がない旨の通知を受けた者への説明

申請書類を提出した者のうち、参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができる。

③ 結果通知日

競争参加資格認定通知書は、令和4年10月20日(木)までに発送する。

5 入札説明書等の交付期間

令和4年10月3日(月)～令和4年10月14日(金)16時00分まで、17の担当部署において交付する。なお、当信用基金ホームページの「契約関連情報」(<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>)にて入札公告、入札説明資料等入札に関わる各種書類を公表している。

## 6 入札説明書等に対する質問

### (1) 質問の方法

入札説明書等に対する質問がある場合は、質問書（様式の指定なし）により、原則として電子メールにて照会すること。

### (2) 電子メールアドレス

Eメール：chosa@jaffic.go.jp

### (3) 質問の受付期限

令和4年10月14日（金）17時00分

### (4) 質問に対する回答は原則として当信用基金ホームページ「契約関連情報」ページで閲覧に供する。ただし、軽微な質問又は質問者自身の既得情報、個人情報に関する内容に該当する場合は、質問者に対して個別に回答する。

### (5) 書類の内容等の変更（例：契約書の修正）があった場合、当信用基金ホームページ「契約関連情報」ページで公表する。

## 7 入札の日時及び場所

### (1) 日時

令和4年10月24日（月）14時00分

上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。

入札は期日入札とし、入札が終了次第、開札を行うこととする。

なお、上記期日において、入札者が1者である場合には、入札執行を中止し、再公告するものとする。

### (2) 場所

東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

独立行政法人農林漁業信用基金

### (3) 受付時間

受付時間は、土日祝日を除く平日10時から16時まで（12時から13時までを除く。）とする。

### (4) 提出書類

※様式については、下記の信用基金のホームページからダウンロードできる。

<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

① 入札書（様式3） 1部

見積書（任意様式、1部）を添付すること。

② 競争参加資格認定通知書 1部

③ 委任状（代理人を選出する場合。様式2） 1部

### (5) 提出方法

持参又は郵送（信書便も含む。）により提出すること。郵送による場合は、上記（1）の入札の日時までには到着していること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は認めない。

## 8 入札書の作成方法等

### (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者である

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記入すること。

- (2) 入札書を見積書と併せ封筒に入れ封緘し、封皮に氏名(法人の場合は商号又は名称)、宛先を記載するとともに「農業信用保証保険制度に係るリーフレット及びチラシの制作・発送等業務の一般競争入札に係る入札書 在中」と記載すること。
- (3) 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができないものとする。
- (4) 入札手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 入札保証金及び契約保証金  
全額免除する。

## 9 入札の無効

入札心得第 10 条の規定に該当する入札は無効とする。

## 10 開札の日時及び場所

令和 4 年 10 月 24 日(月) 入札終了後  
東京都港区愛宕 2-5-1 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 28 階  
独立行政法人農林漁業信用基金

## 11 落札者の決定方法

当信用基金が入札説明書で指定する要求要件のうち、必須とした項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 12 落札結果の公表

信用基金のホームページに実施結果として次の事項を公表する。

- ① 件名
- ② 入札公告日
- ③ 入札日
- ④ 入札参加者数
- ⑤ 落札者の商号又は名称(法人番号を併記)・住所
- ⑥ 落札金額
- ⑦ その他必要な事項

## 13 再公告のスケジュール

入札説明資料等の交付期限：令和 4 年 10 月 27 日(木)	16 時 00 分
競争参加資格確認申請書の提出期限：令和 4 年 10 月 27 日(木)	16 時 00 分
入札に関する質問の受付期限：令和 4 年 10 月 28 日(金)	15 時 00 分
入札及び開札の日時：令和 4 年 11 月 4 日(金)	14 時 00 分

## 14 再々公告

- (1) 前記 13 の再公告を行ってもなお、申請者又は入札者が 1 者である場合には再々公

告を行う。

(2) 再々公告後のスケジュール

入札説明資料等の交付期限：令和4年11月10日（木）	16時00分
競争参加資格確認申請書の提出期限：令和4年11月10日（木）	16時00分
入札に関する質問の受付期限：令和4年11月11日（金）	15時00分
入札及び開札の日時：令和4年11月18日（金）	14時00分

15 契約に関する事項

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書の作成
  - ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
  - イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
  - ウ 契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約条項は、「VI 契約書（案）」による。

16 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得等を熟読し、内容を遵守すること。
- (2) 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査（様式4）

信用基金では、一般競争入札、企画競争等を実施する契約について、より多くの事業者様に参加していただけるよう、契約に関する見直しを進めております。この一環として、入札説明書、企画提案説明書等をお受取りいただいた事業者様で、入札に参加されなかった事業者様又は企画提案書をご提出いただかなかった請負事業者様より、改善すべき点を伺い、今後の契約に役立てていきたいと考えております。

つきましては、ご多忙とは存じますが、上記趣旨をお酌み取りいただきまして、本アンケート調査へのご協力をお願いいたします。なお、本アンケート調査をご提出いただくことによる不利益等は一切ございません。また、本アンケート調査は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。

様式については、下記の当基金のホームページからダウンロードして下さい。  
<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>

17 担当部署

〒105-6228

東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

独立行政法人農林漁業信用基金 農業調整室農業業務推進課（担当：高橋、六ツ崎）

電話 03-3434-7820

Eメール chosa@jaffic.go.jp

(注) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただきますことがあり得ますので、ご了解願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア 当信用基金において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当信用基金OB)の人数、職名及び当信用基金における最終職名
- イ 当信用基金との間の取引高
- ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
  - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ア 契約締結日時時点で在職している当信用基金OBに係る情報(人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等)
- イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

## Ⅱ 独立行政法人農林漁業信用基金 入札心得

(趣旨)

第1条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の契約に係る一般競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、信用基金会計規程、信用基金契約事務取扱細則及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、信用基金に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、入札書及びその他指定された書類（以下「入札書等」という。）の提出を持参又は郵送（信書便を含む。）により行うこととし、電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

(入札書等の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(入札)

第6条 入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに信用基金に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

(代理人による入札及び開札の立会い)

第7条 代理人により入札を行い、又は開札に立ち会う場合は、代理人は、委任状を

持参しなければならない。

(代理人の制限)

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者を入札代理人とすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(7) 競争参加資格確認申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者

(8) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者

3 入札者は各省各庁から指名停止等を受けていない者でなければならない。

(入札の取り止め等)

第9条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者による入札

(2) 委任状を提出していない代理人による入札

(3) 記名を欠き、又は金額を訂正した入札

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(5) 入札の目的に示された要件と異なった入札

(6) 条件が付された入札

(7) 入札書を2通以上投入した者の入札

(8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者の入札

(9) 明らかに連合によると認められる入札

(10) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が信用基金の審査の結果、採用されなかった入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第11条 開札には、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第12条 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 工事の請負契約にあつては、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(2) 測量業務の請負契約にあつては、契約ごとに10分の6から10分の8.2までの範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(3) 土地家屋調査業務、建設コンサルタント業務、建築士事務所業務、計量証明業務、補償コンサルタント業務、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約にあつては、契約ごとに10分の6から10分の8までの範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(4) 地質調査業務の請負契約にあつては、契約ごとに3分の2から10分の8.5までの範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(5) その他の請負契約にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額

2 調査基準価格に満たない価格による入札（以下「低入札」という。）をした者は、事後の資料提出及び信用基金が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第13条 一般競争入札にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札した者を落札者とする。また、総合評価落札方式による場合にあつては、信用基金が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た総合評価得点が最も高かった者を落札者とする。

2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定することがある。

3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められる

ときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式の場合は総合評価得点の最も高い者）を落札者とすることがある。

（再度入札）

第14条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限範囲の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を提出していなければならない。

（同価又は同総合評価得点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

第15条 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。また、総合評価落札方式にあつては、同総合評価得点の入札をした者が二者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、この者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第16条 落札者は、信用基金から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく信用基金に提出しなければならない。

2 落札者が契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第17条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）

第18条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

以上

### Ⅲ 仕様書

#### 1 品名

農業信用保証保険制度に係るリーフレット及びチラシの制作・発送等業務

#### 2 規格

##### (1) 部数

【リーフレット】 18,000 部

【チラシ (15 種)】 8,250 部

##### (2) 印刷物の規格

###### 【リーフレット】

###### ア 仕上げ寸法及びページ数

A3 二つ折り (210mm×297mm)・計 4 ページ

###### イ 用紙

コート (A3) 110kg

###### ウ 印刷仕様

両面フルカラー (4 色) オフセット印刷

###### 【チラシ】

###### ア 仕上げ寸法及びページ数

A4 両面 (207mm×294mm)・計 2 ページ

###### イ 用紙

コート (A4) 90kg

###### ウ 印刷仕様

両面フルカラー (4 色) オフセット印刷

##### (3) 電子データの規格

###### 【リーフレット】

###### ア 入稿用データ

PowerPoint 形式とする。

- ・データの作成は、Adobe InDesign 又は Adobe Illustrator (いずれも CC 以上のバージョン) で行うこと。

###### イ 納品データ

PDF 形式とする。

- ・トンボがなく、仕上がりの状態のものとする。
- ・文字を検索可能な状態とし、フォント埋め込みとする。

- ・全てのページを単一の PDF ファイルとすること。
- ・表示は A4 片ページ（両開きとしない。）とすること。
- ・ファイル容量を 30MB 以下とすること。

#### 【チラシ】

入稿用データ及び納品データはいずれも PowerPoint 形式とする。なお、納品データに関しては、以下を満たすこととする。

- ・文章（図表中の文言を含む。）の修正が可能な状態であること。
- ・PDF 形式に変換した場合でも、体裁等に問題が生じないこと。

### 3 業務内容

#### (1) デザイン

##### 【リーフレット】

###### ア 基本デザイン

信用基金が提供する原稿（別添 1）を基に 3 案以上提案し、信用基金との協議を踏まえ決定すること。

イラスト、図表等をおおむね 10 点使用することを予定するが、具体的な使用数については、信用基金との協議を踏まえ決定する。

###### イ イラスト

イラストは、信用基金の指示に基づき、受注者が用意すること。なお、新規で作成する必要はないが、著作権者からの許諾等必要な手続きを行い、信用基金に報告すること。

###### ウ 図表

図表は、当方から提供する図表を基に作成し、基本デザインと調和するものとする。

##### 【チラシ】

###### ア 基本デザイン

信用基金が提供する枠組（別添 2 の 3 パターン以内）に沿って複数案提案し、信用基金との協議を踏まえ決定すること。

イラスト、写真、図表等をおおむね 3 点／種使用することを予定するが、具体的な使用数については、信用基金との協議を踏まえ決定する。

###### イ イラスト

イラストは、原則として信用基金が提供するが、必要に応じ、受注者に提供を求める場合がある。なお、受注者の用意するイラストについては、新規で作成する必要はないが、著作権者からの許諾等必要な手続きを行い、信用基金に報告すること。

#### ウ 図表

【リーフレット】と同じ。

#### エ 写真

写真は、原則として信用基金が提供するが、必要に応じ、受注者に提供を求める場合がある。なお、受注者の用意する写真については、新規で撮影する必要はないが、著作権者からの許諾等必要な手続を行い、信用基金に報告すること。

### (2) レイアウト

#### 【リーフレット】

信用基金が提供する原稿中の文章に基づき、レイアウトを策定すること。レイアウトについては、いずれも全体構成の中で文字、写真・図表等を効果的に配置し、読みやすいものとなるよう編集すること。レイアウトは、信用基金と協議のうえ決定すること。

受注者は、信用基金からの原稿提出後、おおむね7日以内に初校を納入すること。

#### 【チラシ】

信用基金が提供する文章に基づき、レイアウトを策定すること。レイアウトについては、いずれも全体構成の中で文字、写真・図表等を効果的に配置し、読みやすいものとなるよう編集すること。レイアウトは、信用基金と協議のうえ決定すること。

受注者は、信用基金からの原稿提出後、初校が完成したものから順次納入すること。なお、原稿が電子データでない場合等に、信用基金の指示により、受注者にデータの入力を依頼することがある。

### (3) 校正

#### 【リーフレット、チラシ共通】

文字校正作業は信用基金の指示に従い、順次実施すること。文字校正原稿はPDF形式（リーフレット）若しくはPowerPoint形式（チラシ）を用いること。文字校正回数は3回を原則とするが、必要に応じて増やす場合がある。色校正は、簡易校正を1回以上とする。

#### 【チラシ】

校正は、原則として受注者と各農業信用基金協会間で直接行うこととするが、データの授受に際しては信用基金へ同報すること。

また、必要に応じて信用基金が仲介する場合もある。

### (4) 梱包・発送

#### 【リーフレット、チラシ共通】

受注者は、信用基金事務所及び信用基金が別に指示する発送先に対し、

当該リーフレット及びチラシを別表記載の部数について梱包・発送する。  
発送部数が 100 部を超える場合には、100 部を 1 セットとして帯掛けすること。

また、リーフレット、チラシの両方を同一先に発送する場合、チラシをリーフレットに一部ずつ挟み込んだ状態で梱包・発送する。

梱包用資材等は受注者が調達することとし、形式については信用基金と協議の上、決定する。発送先については、増減又は変更を指示する場合がある。

なお、電子データについては、DVD-R 等の電磁的記録媒体により、2 の(3)のデータファイルを信用基金に提供すること。なお、電磁記録媒体については、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。電磁的記録媒体には、ウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日）を記載したラベルを貼り付けること。また、納品の際、作業環境（OS の種類及びバージョン、編集ソフトウェアの種類及びバージョン、使用したフォントの名前）を報告すること。

#### 4 業務体制等

- ・ 本業務を統括する者は、本業務に類する資料の進捗管理業務を主担当者として実施した経験を有していること。
- ・ 主たるデザイン担当者は、本業務に類する資料又は雑誌等のエディトリアルデザイン経験を有すること。
- ・ 本業務を優先して行うことのできる担当者を最低 1 名置くこと。

#### 5 納品場所

- (1) 信用基金事務所への納入分及び電子データ  
東京都港区愛宕 2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28 階
- (2) 信用基金が別に指示する発送先  
別表参照

#### 6 納入期限

- (1) 信用基金事務所への納入分及び電子データ  
令和 4 年 12 月 12 日（月）必着
- (2) 信用基金が別紙において指示する発送先  
令和 4 年 12 月 16 日（金）必着

## 7 環境配慮

- (1) 国等による環境物品等の調達に関する法律（「グリーン購入法」）の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された「印刷用紙」及び「印刷」に係る判断基準を満たすこと。
- (2) 契約時に、別添3の「資材確認票」を提出すること。

## 8 その他

- (1) 納入物に関する著作権は、信用基金による代金の支払いと引き換えに、信用基金に移転すること。受注者は、いかなる場合も著作権人格権を行使しないこと。
- (2) 受注者は、信用基金の求めに応じて、業務の進行状況等の報告を行うこと。
- (3) 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信用基金との協議により解決を図ること。

# 農業信用保証制度のご案内

新規就農

経営拡大

資金繰り

設備更新

機械購入

災害復旧

こんな資金が必要なら・・・

## 基金協会がお手伝いします！

イラスト等

# 農業信用基金協会

農業信用基金協会は、「農業信用保証保険法」に基づく公的保証機関です。

農業信用基金協会

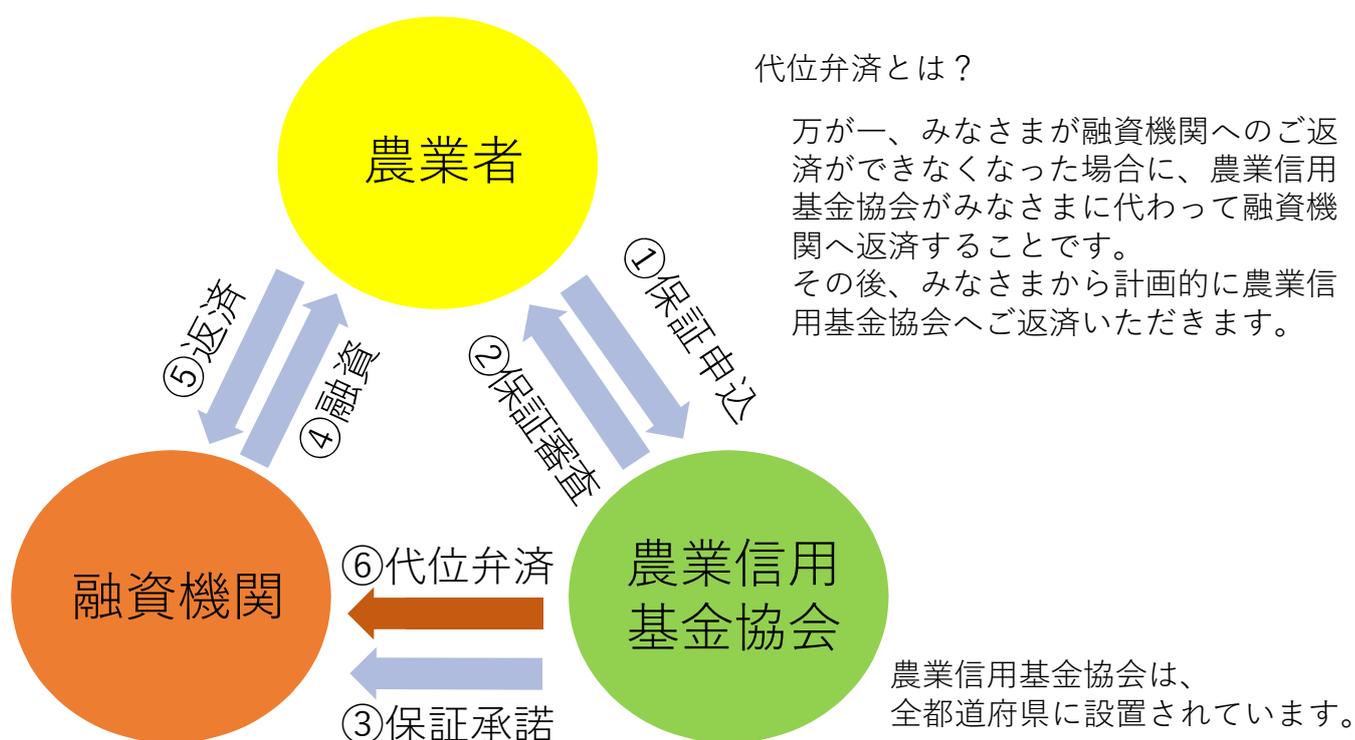
検索



農業信用基金協会は、農業者のみなさまの資金調達をサポートする公的保証機関です。

## 制度のしくみ

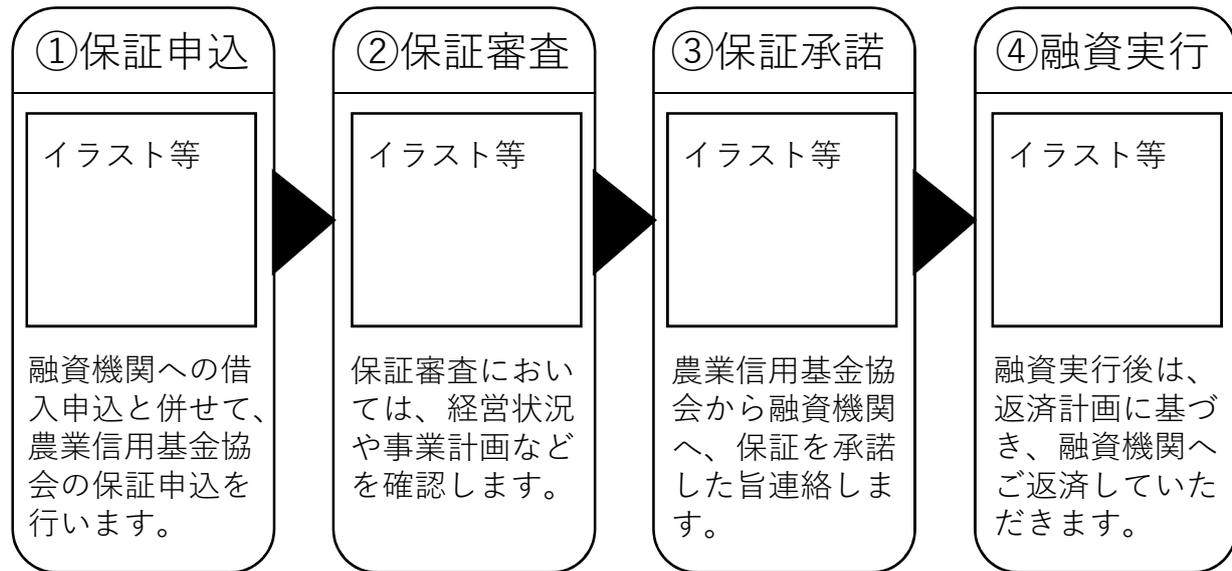
農業者のみなさまが融資機関からご融資を受けられる際に、農業信用基金協会を保証人とするにより、その資金の調達を円滑にする制度です。



## 制度利用のメリットいろいろ！

- 土地などの担保や保証人の負担を大幅に削減！
- 信用力アップで長期の借入れも可能！
- 国からの補助残融資に対する保証にも対応！

## ご利用までの流れ



## 保証の内容

保証限度額	個人：3,600万円、法人：7,200万円（原則） ※資金の種類や条件により異なります。
資金用途	農業経営に必要な運転資金、設備資金、 農業者が営む農外事業や生活関係資金など
担保・保証人	担保は必要に応じて徴求 保証人は法人代表者を除き、原則不要
保証料	借入期間、借入金額、返済方法、資金ごとに 設定される保証料率等で算出

イラスト等

詳しくは、お近くの融資機関、もしくは農業信用基金協会へお問い合わせください。

## FAQ（よくあるお問い合わせ）

Q 1

農業信用保証の利用を考えていますが、どこに相談すればよいですか？

A 1

お近くの融資機関の窓口や農業信用基金協会へ、お気軽にご相談ください。相談は無料です。

Q 2

農業信用保証を利用するには、どのぐらいの費用がかかりますか？

A 2

借入金額等に応じた信用保証料をお支払いいただきます。また、農業信用基金協会へ出資が必要な場合があります。

Q 3

担保・保証人がないと、保証を受けられないでしょうか？

A 3

経営状況や借入条件によっては、担保・保証人の負担なしで保証できる場合があります。

Q 4

農業信用保証の利用対象者を教えてください。

A 4

農業を営む方、農業に従事する方が対象となります。なお、個人だけでなく、法人や任意団体も対象です。

Q 5

災害による被害を受けた際に借り入れる資金についても、保証を受けることはできますか？

A 5

はい、保証可能です。まずは融資機関や農業信用基金協会のほか、農業普及指導センターなどへご相談ください。

お近くの農業信用基金協会は、こちらから検索できます。

農業信用基金協会

検索



[https://www.jaffic.go.jp/guide/nou/kyoukai\\_list.html](https://www.jaffic.go.jp/guide/nou/kyoukai_list.html)

A

タイトル① (例：農業資金について)

農業資金の特徴など

商品ラインナップ (農業資金) 金利・保証料率など

タイトル②（例：農業者向け生活資金について）

農業者向け生活資金の特徴など

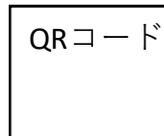
商品ラインナップ（生活資金）金利・保証料率など

〇〇〇 農業信用基金協会

所在地：□□□

電話番号：△△△

QRコード



タイトル①（農業資金の特徴など）

タイトル②（商品ラインナップ（農業資金）金利・保証料率など）

タイトル③（農業者向け生活資金の特徴など）

タイトル④（商品ラインナップ（生活資金）金利・保証料率など）

〇〇〇 農業信用基金協会

所在地：□□□

電話番号：△△△

QRコード

タイトル①

タイトル②

C

タイトル③

タイトル④

タイトル⑤

タイトル⑥

〇〇〇 農業信用基金協会

所在地：□□□  
電話番号：△△△

QRコード

作成年月日：令和 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

件名：「農業信用保証保険制度に係るリーフレット及びチラシの制作・発送等業務」

資材確認票（見積・変更・最終）

株式会社

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	リーフレット					
	チラシ					
インキ類						
加工	製本加工					
	表面加工					
	その他加工					
その他						



使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

納品場所	リーフレット 部数	チラシ		住所
		種別	部数	
北海道農業信用基金協会	300	-	-	〒060-0004 札幌市中央区
青森県農業信用基金協会	100	A	100	〒030-0847 青森市
岩手県農業信用基金協会	500	B	500	〒020-0022 盛岡市
宮城県農業信用基金協会	1,000	-	-	〒980-0011 仙台市青葉区
秋田県農業信用基金協会	1,300	-	-	〒010-0976 秋田市
山形県農業信用基金協会	150	C	150	〒990-0042 山形市
福島県農業信用基金協会	30	-	-	〒960-0231 福島市
茨城県農業信用基金協会	500	-	-	〒310-0022 水戸市
栃木県農業信用基金協会	1,500	D	1,500	〒321-0905 宇都宮市
群馬県農業信用基金協会	500	-	-	〒379-2147 前橋市
埼玉県農業信用基金協会	150	E	150	〒330-0063 さいたま市
千葉県農業信用基金協会	50	F	300	〒260-0031 千葉市中央区
東京都農業信用基金協会	200	G	100	〒190-0023 立川市
神奈川県農業信用基金協会	40	-	-	〒243-0013 厚木市
山梨県農業信用基金協会	100	H	500	〒400-8530 甲府市
長野県農業信用基金協会	50	-	-	〒380-0826 長野市
新潟県農業信用基金協会	100	-	-	〒951-8116 新潟市
富山県農業信用基金協会	1,000	-	-	〒930-0006 富山市
石川県農業信用基金協会	600	-	-	〒920-0383 金沢市
福井県農業信用基金協会	100	-	-	〒910-0005 福井市
岐阜県農業信用基金協会	50	-	-	〒500-8367 岐阜市
静岡県農業信用基金協会	100	-	-	〒422-8067 静岡市駿河区
愛知県農業信用基金協会	4,000	I	4,000	〒465-8502 名古屋市名東区
三重県農業信用基金協会	20	-	-	〒514-0006 津市
滋賀県農業信用基金協会	80	-	-	〒520-0807 大津市
京都府農業信用基金協会	100	J	100	〒601-8585 京都市
大阪府農業信用基金協会	20	-	-	〒541-0043 大阪市中央区
兵庫県農業信用基金協会	200	K	200	〒650-0024 神戸市中央区
奈良県農業信用基金協会	700	-	-	〒630-8131 奈良市
和歌山県農業信用基金協会	100	L	100	〒640-8331 和歌山市
鳥取県農業信用基金協会	200	-	-	〒680-0833 鳥取市
島根県農業信用基金協会	50	M	50	〒690-0887 松江市
岡山県農業信用基金協会	100	-	-	〒700-0826 岡山市北区
広島県農業信用基金協会	100	-	-	〒730-0051 広島市中区
山口県農業信用基金協会	250	N	-	〒754-0041 山口市
徳島県農業信用基金協会	100	-	-	〒770-0011 徳島市
香川県農業信用基金協会	500	-	-	〒760-0023 高松市
愛媛県農業信用基金協会	100	-	-	〒790-8555 松山市
高知県農業信用基金協会	30	-	-	〒780-8511 高知市
福岡県農業信用基金協会	400	-	-	〒810-0001 福岡市中央区
佐賀県農業信用基金協会	50	-	-	〒840-0803 佐賀市
長崎県農業信用基金協会	30	-	-	〒850-0862 長崎市
熊本県農業信用基金協会	100	-	-	〒860-0842 熊本市中央区
大分県農業信用基金協会	500	-	-	〒870-0044 大分市
宮崎県農業信用基金協会	50	-	-	〒880-0032 宮崎市
鹿児島県農業信用基金協会	50	-	-	〒890-0064 鹿児島市
沖縄県農業信用基金協会	500	O	500	〒900-0025 那覇市
農林漁業信用基金	1,250	-	-	〒105-6228 港区
合計	18,000	-	8,250	

## IV 契約書（案）

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「農業信用保証保険制度に係るリーフレット及びチラシの制作・発送等業務」に関する請負契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別添の仕様書に基づき、「農業信用保証保険制度に係るリーフレット及びチラシの制作・発送等業務」（以下「業務」という。）を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約部数）

第3条 印刷作成部数、発送部数及び甲への納入部数は次のとおりとする。

（リーフレット）

印刷作成部数	18,000部
うち発送部数	16,750部
うち甲への納入部数	1,250部

（チラシ）

印刷作成部数及び発送部数	8,250部
甲への納入はなし	

（納入及び発送場所）

第4条

（1）納入場所は次のとおりとする。

東京都港区愛宕二丁目5番1号  
愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階  
独立行政法人農林漁業信用基金 農業調整室 農業業務推進課

（2）発送先は別表のとおりとする。

（納入及び発送期限）

第5条 令和4年12月16日（金）とする。

（契約金額）

第6条 契約金額は、次のとおりとする。

（1）リーフレット及びチラシ制作費

〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税除く）

（2）梱包・発送費

〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税除く）

（データの受け渡し方法）

第7条 発送先データの受け渡しは、別途、甲が乙と同意する日までにパスワードで暗号化したエクセルファイルを甲から乙に対するメール送信の方法により行う。

（契約保証金）

第8条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(監督)

第9条 甲は、本契約の履行に関し、監督のため甲が指定した者（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(検査)

第10条 乙は、業務のうち制作業務が終了したときは、その成果物を甲に納入するものとし、当該成果物（以下「納入物件」という。）について、速やかに、検査のため甲が指定した者（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格したときは、業務のうち発送業務を行うものとし、その発送業務について、速やかに、検査職員の検査を受けなければならない。

3 乙は、前二項の各検査に合格したときをもって各業務をそれぞれ完了したものとする。

4 乙は、本条の検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく代品を納入し、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。

5 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(著作権)

第11条 納入物件たるリーフレット及びチラシの著作権は、第10条に定める検査合格後に、乙より甲に移転する。

(契約金額の請求及び支払い)

第12条 乙は、業務が第10条に基づいて完了した後、第6条に規定する契約金額に消費税及び地方消費税を加算した額の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項に基づく適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に、乙に対し、同請求書記載の金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第13条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、前条に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数があるとき又はその金額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(履行遅延の場合における損害金)

第14条 乙が、乙の責めに帰すべき理由により、納入期限までに物件を納入することができない場合においては、遅延日数に応じ、契約金額に対して民法第404条に規定する法定利率を乗じて計算した損害金を速やかに甲に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数があるとき又はその金額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(契約完了後における説明等)

第15条 乙は、業務完了後において、当該業務に関して、甲から説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(契約不適合責任)

第16条 甲は、第10条による検査に合格した後に、納入物件に種類、品質又は数量に関して仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見

したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認又は指定した方法により、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。

- 2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。
- 3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、又はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 4 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。
- 5 甲が契約不適合を発見した時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

#### (権利義務の譲渡等)

第17条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務の全部又は一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

#### (発送先データ等の管理)

第18条 乙は、甲から受理した発送先データを、業務以外の目的・用途に使用してはならない。

- 2 乙は、甲から受理した発送先データ及び当該データを出力した媒体又は複製物がある場合は、第5条により発送した後、速やかに廃棄又は消去し、その旨書面により甲に報告するものとする。

#### (危険負担)

第19条 納入物件の引渡し前において、当事者双方の責めに帰することができない事由により生じた損害は乙の負担とする。

#### (事情変更)

第20条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

- 2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。
- 3 前2項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

#### (反社会勢力の排除)

第21条 乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること。

- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること。
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者と関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき者と関係を有すること。
- 2 乙は、甲に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為。
  - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3 甲は、乙が前2項に違反した場合、何らの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができ、これによって生じた損害の賠償を求めることができる。
- 4 甲は、前項に基づく契約を解除したことにより、乙に発生した損害について、賠償責任を負わない。

#### (甲の契約解除)

- 第22条 甲は、乙が次に掲げる事項の一に該当する場合又は甲の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (1) 乙が正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は納入期限若しくは納入期限経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
  - (2) 乙が正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。
  - (3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。
  - (4) 乙が前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、甲は既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるものとする。
- この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を乙に支払うものとする。

#### (乙の契約解除)

- 第23条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により納入物件を完納することが不可能になったときは、契約を解除することができる。

#### (損害賠償)

- 第24条 甲は、次に掲げる事由により契約を解除する場合で、乙に損害を及ぼした場合は、その損害の賠償を行う。
- (1) 甲の責めに帰すべき事由により乙から解除の申し入れがあったとき。
  - (2) 甲の業務運営上の必要から契約を解除したとき。
- 2 乙は、本契約の履行に当たり、甲に損害を与えたとき、又は、契約の解除により甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。た

だし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においてはこの限りでない。

(契約解除による違約金)

第 25 条 第 22 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号の規定に基づき、甲が契約を解除したときは、乙は契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等による違約金)

第 26 条 乙が次のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を談合等に係る違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下、本項において「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が契約の相手方に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が独占禁止法第 7 条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(4) 公正取引委員会が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

2 前項の規定の単価契約への適用については、同項中「契約金額の 100 分の 10」とあるのは「当該契約期間全体の支払総金額の 100 分の 10」と読み替えて適用する。

(超過損害額の請求)

第 27 条 甲は、第 25 条又は第 26 条の規定による違約金の請求につき、契約解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合においては、当該超過分の損害につき賠償を請求することができる。

(違約金に関する遅延利息)

第 28 条 乙が第 25 条又は第 26 条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は甲に対し、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第 404 条に規定する法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(再委託の制限及び承認手続)

第 29 条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ、再委託先の相手方の住所、氏名、及び生年月日、再委託の業務の範囲、再委託の必要性、再委託の金額、その他必要な事項を記載した書面を提出して甲の承認を得なければならない。

3 乙は、前項の承認を受けた再委託(再請負を含む。以下同じ。)についてその内容を変更する必要があるときは、前号の記載事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 乙は、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む)。

以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名、生年月日及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届けなければならない。

- 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届けなければならない。
- 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前項までの規定は、適用しない。

(秘密の保持)

- 第30条 甲及び乙は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(紛争の解決)

- 第31条 本契約について、甲と乙の間に紛争が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上解決するものとする。
- 2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲乙平等の負担とする。

(管轄裁判所)

- 第32条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(補足)

- 第33条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

令和4年10月〇日

甲 東京都港区愛宕2丁目5番1号  
愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

独立行政法人農林漁業信用基金

契約担当役 深水 秀介 印

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

乙

株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○ ○○ 印

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日